G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合ロゴマークの使用に関する取扱方針

ロゴマークの著作権は政府に帰属するため、使用を希望される場合は、以下の要領で、事前に経済産業省及び環境省に対し申請し、承認を受ける必要があります。

以下の基準に合致する場合に、G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合ロゴマークを使用することができます。

1 使用承認条件

- (1) 使用する主体が、G7 広島サミット及び G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合の広報・PR に協力することについて具体的な意思を有すること。
- (2) ロゴマークの使用目的が、総合的に判断して、G7 広島サミット及び本大臣会合の趣旨に沿っているものであること。その使用によって同サミット及び本大臣会合の意義、重要性が損なわれたり、同サミット及び本大臣会合の準備・実施の上で支障が生じる恐れがないこと。
- (3) 同サミット及び本大臣会合の品位を傷つける、又は正しい理解の妨げとなるような使用はしないこと。
- (4) ロゴマークの形状、色彩等を損なうことなく使用すること。定められた規格、色等に従い使用するものとし、その一部のみ切り離しての使用や、ロゴマークの変形、もしくは他の図形、文字等と重ねての使用はしないこと。
- (5) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした使用はしないこと。
- (6) 経済産業省及び環境省において、ロゴマークが使用されている状況、結果等を確認できること。
- (7) 法令及び公序良俗に反して使用される恐れがないこと。
- (8) 特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用される恐れがないこと。

2 使用承認手続

ロゴマークの使用を希望する方は、「G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合ロゴマーク使用承認申請書」(別紙)に所定事項を記入の上、必要書類を添付の上、メールにて以下

の宛先に使用開始日の1週間前まで(週末・祝日)含むに提出して下さい。 審査後、承認の可否を連絡します。

3 注意事項

- (1) ロゴマークの使用が承認された場合でも、ロゴマークの使用・事業実施に関する全ての 責任は申請者にあります。
- (2) ロゴマークの使用目的及びその方法等に変更が生じる場合、又はロゴマークの使用を中止した場合は、直ちにその旨をメールにて届け出てください。
- (3) 使用承認を受けた場合でも、その後に、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認の取消し又は使用物件の回収を求めることがあります。
 - ア 許可等の申請に虚偽の内容が認められた場合
 - イ ロゴマークの使用において政府の信用を傷つける行為を行った場合
 - ウ 申請者等が当省の指導に従わない場合
 - エ 申請者等が申請時に誓約した事項を遵守しなかった場合
 - オ 許可等の後に事業概要等が著しく変更された場合 (ただし、変更後に再申請を行うことは認められる。)
- (4) ロゴマークは、定められた規格に従って正しく使用してください。ロゴマークの一部の みの使用、マークの変形、又は他の図形と重ねての使用はしないでください。また、指定外 の配色はしないでください。ロゴマークとそれ以外の文字やデザインとの間に所定の間隔を 空けてください。
 - (5) ロゴマークの使用期間は2023(令和5)年12月31日までとします。

4 問合せ及び申請先

経済産業省及び環境省

メールアドレス: bzl-g7_sapporo_meti@meti.go.jp 及び g7-sub-logi@env.go.jp